みんなで支える 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度とは

75歳以上（65歳～74歳は一定の障がいのある人）が対象の医療保険です。

高齢者が安心して医療を受けることができるように、埼玉県後期高齢者医療広域連合が運営し、幸手市は市民に身近な窓口業務などを担っています。

後期高齢者医療保険料の納付

後期高齢者医療制度では、前年の所得などに応じて、4月から翌年3月までの1年間の保険料を算定しています。7月中旬に令和4年度分の納付通知書などを、被保険者あてに郵送します。

保険料の納付方法

介護保険料とともに特別徴収（年金天引き）します。

ただし、75歳到達年度や市外から幸手市に転入した年度の保険料は、普通徴収（納付書納付・口座振替）となります。

▼口座振替

納付には納め忘れのない「口座振替」が便利です。

希望する人は、納付通知書に記載の金融機関または市役所窓口に納付通知書、通帳、届出印（市役所で手続きする場合は不要）、キャッシュカード（暗証番号の入力が必要です）、本人確認書類を持参の上、手続きを行ってください。

※国民健康保険税を口座振替で納めていた人も、改めて金融機関で口座振替の手続きが必要です（自動で口座振替に切り替わりません）。

▼保険料額の算定方法

保険料額（年額）上限66万円

均等割額 44,170円 ＋ 所得割額 賦課のもととなる所得金額×所得割率8.38％

■賦課のもととなる所得金額とは

収入から当該収入の種類に応じた一定の金額を控除し、さらに基礎控除額（合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円）を控除した金額をいいます。

■所得の少ない世帯に属する人には

所得金額に応じて均等割額の軽減措置が設けられています。

窓口負担割合変更

10月1日から、一定以上の所得のある人は、現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き、医療費の窓口負担割合が2割となります。

※「一定以上の所得」については、広報さって4月号参照または下記コールセンターにお問い合わせください。

▼後期高齢者医療被保険者証

現在交付している保険証の有効期限は、7月31日までです。今年度は医療機関などの窓口で支払う医療費の自己負担割合に新たに2割負担が追加される影響で、被保険者全員に保険証をつぎの日程で2回郵送します。

それぞれ有効期間が異なりますのでご注意ください。

▼保険証郵送時期と有効期間

◎1回目

郵送時期　7月中旬

有効期間　8月1日～9月30日

保険証の色　茶色

◎2回目

郵送時期　9月中旬

有効期間　10月1日～令和5年7月31日

保険証の色　ピンク色

▼負担を抑える配慮措置

10月1日から令和7年9月30日までは、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3000円までに抑えます（入院の医療費は対象外）。

配慮措置適用で払い戻しとなる人には、高額療養費として、事前に登録されている口座へ後日払い戻します。

▼高額療養費の事前申請（振込口座の事前登録）

窓口負担が2割となる人のうち、高額療養費の口座が登録されていない人には、9月末頃に埼玉県後期高齢者医療広域連合から高額療養費支給事前申請書が郵送されます。

申請書が届いたら、必要事項を記入しご提出ください。

▼より詳しく知るためには

○広域連合コールセンター

☎0120（085）950

午前8時30分～午後5時15分

※土曜、日曜、祝日は除く。

○厚生労働省コールセンター

☎0120（002）719

午前9時～午後6時

※日曜、祝日は除く。

問合せ　保険年金課　後期高齢者医療担当☎（43）1111 内線147、197・FAX（43）1125

みんなで支える 介護保険制度

介護保険制度とは

介護が必要になっても、高齢者が地域で安心して暮らしていけるように、社会全体で支える制度です。保険料や税金を財源とし、介護が必要な人は、費用の一部を負担することで介護サービスを利用できます。

保険料の納付方法

前年の所得などに応じて、4月から翌年3月までの1年間の保険料を算定しています。7月中旬に令和4年度の納付通知書などを、被保険者あてに郵送します。

みなさんが納める保険料は、国や自治体の負担金などとともに、制度を健全に運営するための大切な財源です。保険料の納付について、ご理解とご協力をお願いします。

▼特別徴収（年金天引き）

「介護保険料額決定通知書兼特別徴収（仮徴収）開始通知書」を郵送します。

納期　年金受給月（4月・6月・8月・10月・12月・令和5年2月の全6回）

対象　つぎの要件すべてに該当する人

①令和4年4月1日現在、市内在住の65歳以上の人

②老齢・退職年金、遺族年金または障害年金の年金受給額が年額18万円以上の人

※65歳になった年度や市外から幸手市に転入した年度の保険料は、普通徴収（納付書納付・口座振替）となります。

▼普通徴収（年金天引き以外）

「介護保険料納付通知書」を郵送します。

納期　7月から令和5年2月までの毎月（全8回）

納付方法　納付通知書により、最寄りの金融機関などで納付をお願いします。なお納付の際に納付通知書は切り取らないでください。

※コンビニエンスストアでは納付できません。

介護保険負担割合証

現在交付している負担割合証の適用期間は、7月31日までです。

8月からの新しい負担割合証は、7月下旬に郵送します。

令和4年度 所得段階別介護保険料

令和元年10月からの消費税引上げによる財源により、第1段階～第3段階（市民税非課税世帯）の人の保険料を引き続き軽減しています。

所得段階	対象となる人		保険料（年額）
第1段階	・生活保護受給者の人 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人 ・世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人		14,100円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	80万円超120万円以下の人	19,800円
第3段階		120万円超の人	36,700円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	80万円以下の人	50,900円
第5段階		80万円超の人	56,600円
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が	120万円未満の人	67,900円
第7段階		120万円以上210万円未満の人	73,500円
第8段階		210万円以上320万円未満の人	84,900円
第9段階		320万円以上の人	96,200円

※課税年金収入額：税法上課税対象の収入となる公的年金（国民年金、厚生年金、共済年金など）をいいます。非課税年金（障害年金、遺族年金）は含みません。

※合計所得金額：「収入」から「必要経費など」を控除した額です。所得段階第1～5段階では、さらに「年金所得」を控除した額です。

問合せ　介護福祉課　介護保険資格管理担当☎（42）8444・FAX（43）5600